

# 戦後70年の教育運動

## —教育政策との対抗の軌跡—

### 三 輪 定 宣

はじめに—戦後70年の危機と教育運動

「戦後70年」は、「戦争元年」となりかねない時代の分岐点である。

自衛隊海外派兵を解禁する安全保障法制（戦争法）が成立すれば、憲法9条の事実上の改変となり、戦後70年の平和国家は戦争国家に転換し、安倍政権の掲げる「戦後レジームからの脱却」「積極的平和主義」「愛国心の義務」などはスローガンから国策となる。「憲法改正」も、2016年の国民投票・国会議決に付され、無傷の憲法は今年が最後かもしれない。内閣の「最大の課題」（閣議決定）の「教育再生」は、「戦争する国づくり」と一体の「戦争する人づくり」という

本質が露わになろう。一人の若者も政治の生贄にしない覚悟が問われる年である。

論題の「戦後70年の教育運動」は、「戦後70年」を直視、克服するため、主として教育政策に対抗する教育運動の軌跡を辿り、そこから教訓を汲み取ること狙いとしている。教育運動は、教育の理念や要求の実現をめざす人々の共同の活動であり、教育政策との関係は、行政当局と教育関係者との協議・合意が国際原則（ユネスコ、1966年、96年の教員地位勧告）であるが、日本では、例外的な時期・場面を除き、対立の関係・構図であり、そこに教育運動の日本的特質が認められる。

なお、筆者は1937年、日中戦争の年に生まれて

以来、戦前・戦後の教育体験があり、1960年代から半世紀、教育研究者として教育政策に対峙し、教育運動に参加してきた。以下の論述にはこうした個人史も重なり、感慨深いものがある。

### 1、戦前の教育運動―戦争は教室から始まった

「戦争は教室から始まった」―明治憲法・教育勅語の上に築かれた天皇制軍国主義教育は、戦争を支持、協力する国民形成の基盤となり、侵略戦争拡大の露払い、レールとなった。その本質は、天皇や国家の絶対性・尊厳のための国民の自己犠牲・滅私奉公の教化であり、「個人の尊厳」―一人ひとりが人間として大切にされる思想の完璧な破壊であった。それに抵抗し、人間の尊厳と平和の実現をめざす教育運動も芽生えたが、敵対視、弾圧され、その犠牲者が、戦後初期の教育運動の担い手として復活する。

明治維新の「文明開化」のもとで「学制」（1872〔明治5〕年）は、欧米の近代学校制度を摂取し、教科書の自由発行・採択制のもとで、自由民権思想の著作が教科書にも活用され、学校は自由民権思想の温床となった。憲法制定論議も活発であり、自由民権運動家

は「教育の自由」を草案に盛り込んだ。

一転して、明治10年代、1880年代には政府の教育政策方針は、「欧化主義」から「国粹主義」となり、自由民権運動は弾圧され、「忠君愛国」に欠けると「検定」された教師が一掃され、教科書も検定制から国定制となる。大日本帝国憲法（明治憲法、1889年）は、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」「臣民ノ忠実武勇ニシテ国ヲ愛シ公ニ殉ジ」などと定め、その教育訓示として教育勅語（1890年）が定められた。

その体制下で、「大正デモクラシー」の時代、教員組合「啓明会」（1919年）や私立学校、師範学校附属学校を中心に「大正自由教育」がブームとなる。続く昭和初期、世界恐慌（1929年）、農村恐慌のもとで子どもの貧困と切り結ぶ生活綴方運動（1929年、『綴方生活』、『北方教育』刊行）、マルクス主義に基づく天皇制教育反対や教師の待遇改善をめざす小学校教員連盟（1929年）、新興教育研究所・日本教育労働者組合（新教Ⅱ教労。教労は「非合法」、1930年）、教育科学研究会（1937年）などの実践や運動が広がった。しかし、天皇制批判を取り締まる治安維持法（1925年）を根幹に、これらの団体は弾圧

され、壊滅した(例、1933年の「教員赤化事件」、1940年の綴方生活関係者検挙)。

## 2、1945～50年―戦後教育改革と教員組合・教育共同運動の発展

1945年8月15日、降伏・敗戦を告げる天皇のラジオ放送(玉音放送)は、「国体護持」を訴え、文部大臣は「教育勅語」の徹底を訓示するなど、時代錯誤の対応であった。しかし、反ファシズム国際連合の姿勢は厳しく、国連憲章(1945年)、ユネスコ憲章(同年)は、大戦の惨害の根本原因は、「人間の尊厳」の思想の破壊であり、その再生が戦後世界の社会と教育の原点であると宣言した。それを基調とするポツダム宣言に基づく連合軍の対日占領政策の一環、対日米国际教育使節団報告書(1946年3月)は、両憲章に即し「個人の尊厳」を教育改革の原理とすべきことを勧告し、憲法(1946年11月公布)は、「個人として尊重」「個人の尊厳」「教育を受ける権利」を定め、同報告書を設計図に教育基本法をはじめとする「戦後教育体制」Ⅱ「憲法・教育基本法制」が成立した。

教育基本法前文は、「個人の尊厳」を教育改革の最

優先原理に掲げ、その実現のため、教育行政の教育に対する「不当な支配」を禁じ、その任務を教育条件整備に限定し(10条)、それに基づき、47～49年にかけて「戦後教育体制」が成立した。それは、6・3・3・4制単線型学校制度、公選制教育委員会制度、教科書の国定制から検定制への転換、修身科の廃止と社会科の新設、教員の地位の尊重(教員組合の尊重、大学における開放制免許制度)、大学の自治の確立、教育の機会均等(義務教育無償、奨学制度の充実)などの体系的制度化である。1955年頃から、「戦後教育体制」は形骸化に晒され、現行「教育再生」政策はその解体をめざすが、戦前教育の過ちへの反省、制定時の反ファシズムの国際世論、教育条理や21世紀の教育の国際的潮流などに照らし、未来に継承発展されるべき歴史的・教育的価値と確認されよう。

教員組合の結成は、GHQの一連の日本民主化政策で促進され、戦前の教育運動関係者がその中心になった。文部大臣と全教協(全日本教員組合協議会)が団体協約を締結し(17年3月)、日教組(日本教職員組合、17年6月)が結成された。その「綱領」は、教職員の地位の確立、教育の民主化と研究の自由の獲得、平和・

民主国家の建設を掲げ、6・3・3制完全実施など戦後教育改革の完全実施を政府に迫る運動を推進する。高校では日本高等学校教職員組合協議会（全高教、50年6月）、日本高等学校教職員組合（日高教、56年5月）が結成された。教職員組合は、労働組合にとどまらず、日本の教育全体の責任主体として登場したが、その任務は今も期待されていることを銘記したい。

教育共同組織として、教育民主化協議会（47年1月「46年4月、準備会」、全教協、全国父兄会、産別など約30団体）、それが発展した中央教育会復興会議（48年6月、日教組、日本社会党、日本共産党など中央44団体と地方教育復興会議33代表）が結成され、復興会議は「教育の復興が生産の復興と民族の独立の基礎」（大会決議）とし、「教育復興共同プログラム」（約70項目）に基づき、教育予算増加、教育施設整備、教育費軽減、教員の生活擁護、教育委員会の民主化などの運動を全国的にすすめた（活動1年余）。

教育民主化のもとで、民主主義教育研究会（46年）、教育技術連盟（同年）、日本民主主義教育協会（47年）、コア・カリキュラム連盟（48年、53年、日本生活教育連盟と改称）、全日本学生自治会総連合（全学連145校、

同年）、PTA（同年、文部省「父母と先生の会」配布など民間教育研究・運動団体の結成も相次いだ。

### 3、1950年代—冷戦の激化、教育の「逆コース」と民間教育運動の発展

「戦後教育体制」は、1950年前後から、自民党長期政権のもとで形骸化、解体の一途を辿る。アメリカの対日政策は、1950年前後の冷戦激化・極東情勢の変化（北朝鮮独立「48年」、中国革命「49年」、朝鮮戦争「50年」）を背景に日本の「非軍事化・民主化」から「軍事化・反共化」に一変した。

それに伴い、軍国主義者の公職追放解除と共産党員・同調者の追放（49～50年、レッドパージ・赤狩り）、日本の対米従属的「独立」（1951年、サンフランシスコ条約・日米安全保障条約）、「愛国心」教育の日米密約（1953年、池田・ロバートソン会談）、教師の政治教育・活動統制（54年、教育二法）、自由民主党結成（55年）、文相の教育基本法「改正」提起（同年）、教育委員会の公選制から任命制への変更（56年）、教科書検定強化・不合格続出（57年度）、教員勤務評定（58年）、学習指導要領の試案から告示への変更と「道

徳の時間」特設（同年）などの教育の「逆コース」、戦前の教育運動の弾圧体質が復活する。

日教組、各県教組は、GHQの圧力による文部省や教委の「赤色教員の追放」に反対し、大学（新潟、東北、富山、九州など）では、教職員や全学連などの反対運動が広がり、日本学術会議は「学問・思想の自由」を守る声明を発表した。教育反動化に対し、日教組は、1951年1月、「教え子を再び戦場に送るな」の旗印を掲げ、「教師の倫理綱領」草案を発表（8月、52年6月決定）、第1回全国教育研究大会を開催し（11月、以後毎年継続、60〜89年、日高教と共催）、国民教育研究所を設けて各県研究所との共同研究を組織した（57年）。

教師・教育研究者を中心とする民間教育研究団体が相次ぎ結成され、教育研究集会の分科会とも連携する場合が多い。それは、歴史教育者協議会（49年）、産業教育研究連盟（同年）、日本学校演劇連盟（同年）、日本作文の会（50年）人間の歴史の授業を創る会（同年）、数学教育協議会（51年）、日本子どもを守る会（52年）、教育科学研究会（同年）、創造美育協会（同年）、郷土教育全国協議会（53年）、東京保育問題研究会

（同年）、科学教育研究協議会（54年）、全国教育系大學生協議会（同年）、学校体育同志会（55年）、文学教育研究者集団（57年）、地理教育研究会（57年）、芸術教育研究所（同年）、美術教育をすすめる会（59年）、新しい絵の会（同年）、新英語教育研究会（同年）、音楽教育の会（同年）などであり、その多くは日本民間教育研究団体連絡会（民教連）に加盟し、今日まで活動を継続している。民教連HPにリンクによれば（その掲載順）、その後、家庭科教育研究者連盟、学力の基礎を鍛えどの子も伸ばす研究会、技術教育研究会、国字問題研究会、子どもの遊びと手の労働研究会、子どもの人権・自由と民主主義を守る全国協議会、児童言語研究会、社会教育全国推進協議会、数学教育実践協議会、全国学校事務制度研究会、全国高校生活指導研究協議会、全国障害者問題研究会、全国商業教育研究会、全国進路指導研究会、全国生活指導研究会、全国到達度研究会、全国農業教育研究会、全国民主主義研究会、全国養護教諭サークル協議会、全国幼年教育研究協議会、全国保育団体連合会、日本文学教育連盟、日本文学協会国語教育部会、“人間と性”教育研究会、文芸教育研究会、民族舞踊教育研究会、表現よみ総合

法研究会など結成されている（2015年5月現在44、それを含む民間教育研究団体はインターネット掲示58団体）。

自民党は、戦後教育体制を擁護する教職員組合対策に力を注ぎ、自民党「日教組対策の具体的方針」（57年10月）に任命制教委による日教組対策を盛り込み、同「教職員の日教組脱退促進に関する対策」（60年7月）に具体化した。教員の勤務評定、人事、採用、学閥利用などもその露骨な手段となり、日教組組織率は、1958年〜82年〜2014年の約半世紀に94・3%〜35・7%〜24・7%（1991年に分離した全教員全日本教職員組合4・6%を加え29・3%）に低下していく。

教員勤務評定反対の運動は、1958年4月、東京福岡、和歌山、高知、大阪、群馬の都府県の10割休暇闘争（全員が有給休暇で集会に参加）を皮切りに、その弾圧に対する裁判闘争、学習指導要領の告示化、道徳に時間特設、教科書検定など「勤評体制」反対、安保闘争へと発展する。都教組事件の最高裁判決（1970年4月2日）では、地方公務員法61条4号（漏り行為）違反で起訴された教員全員が無罪とされた。

#### 4、1960年代—安保闘争、

#### 人づくり政策・能力主義教育への対抗

1960年6月の日米安全保障条約改定（新安保条約）をめくり、全学連の激しいデモなど、日本史上、空前絶後の反対運動が広がり、それを強行採決した岸信介政権は退陣する。日教組は、安保闘争をリードした総評の主力単組として全国各地で運動の先頭に立ち、世論に大きな影響を与えた。政府は、安保闘争の拠点、大学の管理強化をめざし（中教審答申、63年1月）、これに対し、民主団体、「大学の自治を守る会」、日本学術会議などが反対し、日本科学者会議（65年）、全国大学教職員組合（69年）などが結成された。

岸政権に替わる池田勇人政権は、国民の関心を政治問題から逸らせる高度経済成長政策に転じ、経済審議会「人的能力政策」答申（63年1月）は、経済発展をリードする「ハイタレントの開発が特別に重要」とし、教育の多様化と「能力主義の徹底」を提起した。経済成長に奉仕する「人づくり」政策を転機に、高校では小学区制・総合制の崩壊、学区広域化、格差拡大とともに偏差値体制が浸透し、「中学校全国一斉学力調査」

（学力テスト、61～64年度、2、3年生全員）とあいまつて、競争・差別・選別教育の基盤が形成される。

学力テスト反対運動は、全国に燎原の火のように広がり、その弾圧も激しく、それに抗して7道府県（北海道、岩手、山形、大阪、高知、熊本、福岡）で裁判が提起され、1976年5月の最高裁判決（旭川事件）で決着した。それは学力テストは合法としたが、教育行政の教育内容への介入抑制を論じ、その後の教育行政に大きな影響を与えた。

1962年4月には高校全員入学全国協議会が結成され、高校の学区拡大反対・増設運動が展開し、折しも、第一次ベビーブームと重なり、高校進学率は、60～75年に57・7%～91・9%へと急上昇した。しかし、大学は収容定員の不足、高い学費、奨学金の不備などにより青年の進学・修学要求と乖離（大学・短大進学率65～70年に25・4～24・2%）し、授業料値上げ反対闘争を起爆剤に全国で「大学紛争」が爆発した（69年度、東大入試中止）。

中教審答申（1966年10月）の「期待される人間像」では、「正しい愛国心」（天皇への敬愛）が「日本国への敬愛」などが「日本人としての自覚」の核心

とされた。1968年は明治維新100年に当たり、「国民の祝日に関する法律」には「建国をしのび、国を愛する心を養う」（2条）目的の「建国記念の日」（2月11日、神武天皇即位の日（紀元節））が制定された。1968年10月の学習指導要領改訂では、それを具体化し、「国旗を掲揚し、『君が代』を斉唱させることが望まし」（特別活動）、などが盛り込まれた。

1965年6月、歴史学者・家永三郎は、自著の高校社会科教科書『新日本史』（三省堂）に対する文部大臣の検定処分（63年3月の不合格、64年3月の条件付合格（修正意見294箇所））を違憲・違法として国を相手に訴訟を起こした（第2次訴訟、67年、3次訴訟、82年）。判決は、1970年7月の東京地裁「杉本判決」（原告全面勝訴）から97年8月の最高裁判決（731部隊の不合格処分取消）まで32年間に第1～3次訴訟で計10を数えた。法廷内外で「国民の教育権」「国家の教育権」をめぐる激しい論争、運動が展開し、「教科書検定訴訟を支援する全国連絡会」も組織され、98年9月以降、「子どもと教科書全国ネット」（98年9月）に引き継がれている。

1966年10月採択のILO・ユネスコ作成「教員

の地位に関する勧告」（全146項）は、教員の専門職性の確立、学問と教育の自由、地位と待遇の保障の国際基準を定め、それを評価する教組側と消極的な文部省が対立し、それを生かす運動が今日も続いている。

## 5、1970年代—住民・労働運動の高揚と

### 中教審路線との対決

70年代は高度経済成長の弊害が列島各地域に露呈し、安保条約延長、ベトナム戦争激化など内外の平和が脅かされる情勢を迎え、住民運動や反戦平和運動が大きく盛り上がる。

教育政策では中教審答申（71年6月）が、明治維新戦後初期教育改革に代わる「第三の教育改革」を打ち出し、6・3・3・4制単線型学校体系の解体、教育内容の国家統制、教育の多様化・能力主義、「5段階給与」、学費の「受益者負担」主義などを盛り込み、「中教審路線」が教育運動の彼我の対決点となる。1973〜80年度に学費は国立大学4・8〜26・0万円（5・4倍）、私立大学26・0〜70・5万円（2・7倍）と高騰した。

住民運動を背景に革新自治体（京都に続き東京、神

奈川、埼玉、大阪、など）が相次ぎ誕生し、公害反対、保育所づくり、生活環境改善、高校増設、学校統廃合反対など地域教育運動が爆発的に発展する。教職員組合の強力な労働運動（74年、全日スト）の対策上、政府は教師労働者論を否定し教師聖職者論に依拠する時間外勤務手当廃止（教職調整額支給・超勤4項目限定、71年）、教員人材確保法（73年）による賃金闘争の懐柔、学校組織を分断する主任手当支給（76年）などを強行し、激しい対立が続いた。「ものいわぬ教師づくり」、教員の使い捨てとなる教員採用・臨時教員制度の改善をめざし、全国臨時教員問題連絡会（73年、その後、臨時教職員制度の改善をすすめる会）が結成された。

「臨教審路線」に対抗して、日教組委嘱の「教育制度検討委員会」は、1次報告（71年6月）、2次報告（72年4月）をまとめ、「民主教育をすすめる国民連合」（71年10月、事務局：国民文化会議↓日教組。総評、日教組など16団体）とその都道府県連合が結成された（現在も北海道、宮城県、茨城、佐賀などの道県で活動が継続している）。また、「三大教育裁判」（勤評、学力テスト、教科書）など教育紛争の恒常化のもとで、教



育と法の在り方を研究する日本教育法学会(70年)、PTAの立場から教育改革を論ずる全国PTA問題研究会(71年)が創立された。

教育研究では教育運動やその歴史が注目のテーマとなり、当事者の証言も含む戦前・戦後の教育運動研究が組織的に行われ(教育運動史研究会と機関誌『教育運動研究』)、反戦平和の気運のなかで、日本平和教育研究協議会(71年)、広島平和教育研究所(72年)などが設立された。

## 6、1980年代―臨調・臨教審路線との対決

1980年6月、自民党は衆参両院同時選挙に圧勝し、“戦後政治の総決算”を政治日程に掲げ、同年12月、「行政改革」を目的に臨時行政調査会(臨調)設置法を成立させた。臨調答申(1次・81年〜5次・83年)は、「自助努力」「自己責任」「受益者負担」などのイデオロギー宣伝や国民生活経費の全面的削減案を盛り込み、文教関係では、教職員給与抑制、教科書無償制廃止(検討)、文教施設事業大幅削減、私学助成抑制、国立大学の新増設見送り・学生納付金引き上げ、育英奨学事業の有利子制度への転換、返還免除制度の

廃止、返還期間の短縮、40人学級計画と教職員定数改善計画の停止、社会教育施設等の民営化・民間委託、非常勤職員・ボランティア活動の活用、学校給食の共同調理方式への転換、民間委託、などがあげられた。削減メニューは大蔵省『歳出百科』(80年7月)であった。

「行政改革」の影響は甚大で、1981〜1990年度の10年間に文教費総額のGDP比は、5・68%から4・49%へと急減し、教育条件は悪化し、初年度納付金は国立大学が28・0万円から54・6万円(2・0倍)、私立大学が75・6万円から105・9万円(1・4倍)に急騰した。

臨調と表裏の中曽根康弘首相主導の臨時教育審議会(81年8月、臨教審)は、3年間に四次の答申(85年・87年)をまとめ、高校入試の多様化、6年制中等学校大学の「共通テスト」の導入など教育の多様化・能力主義の推進、「国を愛する心」の育成、初任者研修、現職研修の体系化などを盛り込んだ。これを受け改訂学習指導要領(89年3月)では、小学校低学年の社会、理科の廃止と生活科の新設、高校社会科の解体と地理歴史と公民科への分割、国旗・国歌の強制、歴史上の

人物の明示、神話教育における古事記・日本書紀等の指定、天皇の地位の理解と敬愛などが盛り込まれ、国旗掲揚・国歌斉唱については「望ましい」（旧版、58〜77年）から「指導するものとする」と書き換えられた。

「臨教審路線」に対し、日教組、「民主教育をすすめる国民連合」などが各地で反対運動をすすめる、日教組委嘱の「第2次教育制度検討委員会」は最終報告書『現代日本の教育改革』（83年7月）、組織内の「教育改革研究委員会」（85年）が教育改革案をまとめた。教職員組合の組織を超え幅広い市民と教育共同運動をすすめる研究拠点として教育研究所が設立された（例、にいがた県民教育研究所、84年）。教員の初任者研修など教員養成政策を批判し、「全国教員養成問題連絡会」（83年）が結成される。

自治体のレベルで住民の教育要求を実現する取組もすすめられ、東京都中野区では、教育委員準公選（候補者を区民投票の結果を参考に区長が任命）が、81〜94年に行われ、その廃止後は推薦制が実施された。

「行政改革」「教育改革」は、子どもや学校を直撃し、校内暴力（例、町田市忠生中「83年」）、いじめ（例、

東京都中野区富士見中「86年」、殺害（例、東京都足立区・女子高校生コンクリート詰め）、不登校・引きこもりなどが社会問題となり、その解決のための活動が広がっていく（例、登校拒否・不登校全国連絡会「準備開始90年、結成95年」、『非行』と向き合う親たちの会（あめあがりの会、96年））。

一方、80年代半ばから、国鉄民営化・国鉄労組解体など労働戦線への攻撃も激化し、1990年3月、全日本教職員組合（全教）が日教組から独立し、それぞれが独自に運動をすすめる、日教組傘下の国民教育文化総合研究所（91年）、全教・日高教等支援の民主教育研究所（92年）が設立され、各県の民間教育団体・研究所とも連携している。教職員組合の垣根を越え、地域に根ざす教育研究の交流をすすめる組織も発展している（例、地域民主教育全国研究会「90年」）。

## 7、1990年代―冷戦終焉・政権交代と教育条件整備運動の発展

1990年代はソ連消滅（91年12月）、世界の冷戦体制の崩壊と連動して国内政治も激変する。自民党は細川護熙連立政権の成立（93年8月）により結党以来

はじめて野党に転落し、村山富市連立政権（94年6月～96年1月、社会党と自民党の連立）で与党に復帰し、それを背景に90年代前半は文部省と日教組の「和解」（95年、主任手当、初任者研修容認など）など対立の構図は一時期、変化する。

自民党は、1993年8月、「慰安婦」問題の強制性を認めた「河野談話」を発表したが、同月の総選挙で敗れ、細川新首相の「侵略戦争」発言に危機感をもった自民党は、「歴史・検討委員会」（委員長奥野誠亮、委員に安倍晋三「総選挙で初当選」ほか）を組織し、『東亜戦争の総括』（95年8月、展転社）をまとめ、アジア・太平洋戦争をアジア解放、日本の自存自衛の戦争と主張した。しかし、戦後50年の節目の年、95年8月15日、近隣諸国との和解をめざす「村山談話」（植民地支配、侵略への反省とお詫び）が発表された。

96年1月、自民党・橋本龍太郎政権は、「六つの改革」に「教育改革」を加え（97年1月）、教育政策の右傾化のなかで、「新しい歴史教科書をつくる会」（96年12月）、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（97年2月、事務局長、安倍）が発足した。

「行政改革」は、80年代に続き90年代も与党政治の基

調となり、規制緩和、地方分権の集約として1999年7月、「地方分権一括法」（都道府県教育長の文部大臣承認廃止等）が成立、教育予算（文教費の対GDP比）は、91～2000年度、4・50～4・76%と停滞する。80年代からのこの傾向に対抗し、1989年7月、ゆきとどいた教育をすすめる3000万署名運動がスタートした。「ゆきとどいた教育をすすめる会」（三輪ほか7名の呼びかけ）、全教、全国私教連、日高教、教組共闘組織の共同の活動であり、日教組私学部運動を継承している。当初からの要求課題は、①全国共通（30人学級の実現、私学助成の拡充、教育費の父母負担の軽減、教職員定数の大幅増員、92年度から障害児の義務教育終了後の教育保障、その他）と、②都道府県独自要求に区分された。署名集約数は、スタート時の89年2399万筆（私学83・7%）～2011年922万筆（同86・3%）であり、実際の署名数（生徒減に伴う減少等）を考慮し名称は途中から「ゆきとどいた教育を求める全国署名運動」（教育全国署名）と変わった。私学では高校生徒会や父母懇談会も運動の推進力となっている。

1994年5月、子どもの権利条約（66年、国連総

会採択）が批准、発効（日本は153番目）し、それを生かす実践や運動が全国に広がった。「子どもの権利をすすめる会」（90年）、「子どもとの教育・文化を守る国民会議」（91年）（それが合流した「子どもの権利・教育・文化全国センター」2000年）、「DCI日本」（本部、ジュネーブ）など、教職員の権利確立も時代の要請となり、全教は「教職員の権利憲章」（95年）を採択し、その委嘱する「日本の教育改革をとともに考える会」は『21世紀への教育改革をとともに考える』（90年6月）に発表された。

## 8、2000年代―「構造改革」・

### 教育基本法「改正」をめぐる攻防

小泉純一郎政権（01～06年）以降の「構造改革」「三位一体改革」は、教育費削減、教育条件停滞をもたらし、貧困・格差の拡大で「子どもの貧困」が社会問題となる。教育機関に対する公財政支出（教育予算）の対GDP比はOECD（経済協力開発機構）加盟国34カ国で最低に落ち込み（2010年、平均5・4％、日本3・6％）、義務教育費国庫負担が削減（03年）され、「40人学級」も1980年以降凍結されている。

これに対し、義務教育費国庫負担削減反対の運動は、教職員組合、教育委員会の全国組織、民間教育団体がこぞって反対し、全額一般財源化の政府案は修正された。ゆきとどいた教育をすすめる署名運動などを背景に、2009年8月総選挙で成立した民主党政権のもとで「高校無償化」（2010年度、公立の授業料無償、私立の就学支援金、中等・高等教育の無償化を定めた国際人権規約13条の留保撤回（12年9月）などが実現した。同条の実現、教育の格差・貧困の解決のため、各界団体が加盟する「国民のための奨学金制度を拡充し、無償教育をすすめる会」（奨学金の会）、代表・三輪）が結成された（07年12月）。

教育政策では、教育基本法「改正」が数年の論議の末、決着し（00～06年）、「2006年教育基本法体制」が成立する。

小渕恵三内閣の首相の私的諮問機関・「教育改革国民会議」（00年3月）は、小渕首相の急死後の森喜朗首相のもとで教育基本法「改正」を答申（同年12月）し、中教審答申（03年3月）を経て法案が国会に提出され、約8ヶ月後、安倍政権（第1次）下、野党欠席・与党多数で強行採決された（06年12月）。その後、内

閣には「教育再生会議」（1次答申「07年1月」）と4次答申（「08年1月」）、「教育再生懇談会」（1次報告「08年5月」）と4次報告（「09年5月」）が設置され、関連法案が相次ぎ国会に上程、可決された。それは新教育基本法実現のため教員・学校管理体制の強化であり、教員免許更新制、教員指導改善研修、副校長・主幹教諭・指導教諭設置、学校評価義務、学習指導要領改訂（教科の道德教育化、習熟度学習など）、全国一斉学力テスト、教育振興基本計画などが実施された。

同法「改正」には反対世論・運動が根強く、教育改革国民会議の答申から法律成立に6年の歳月を要し、その間、全国各地で激しい反対運動が展開し、教育研究者の批判も学会横断的に広がった（06年3月、25学会長声明）。新教育基本法の約7割が旧法の定める教育条理の文言を引き継いでいるのも、それらの運動の反映といえる。新法成立後、『子どもたちを大切に・いまこそ生かそう憲法・子どもの権利・1947年教育基本法』全国ネット（07年）、「教育子育て九条の会」などが結成された。

「国旗及び国歌に関する法律」（国旗国歌法）（99年8月）は「国旗は日章旗」「国歌は君が代」と定め（強

制の規定はない）、東京都・石原慎太郎都政は、入学式、卒業式等の国旗掲揚・国歌斉唱の実施について校長の職務命令に従わない場合は教員を懲戒処分とし（03年10月23日、「10・23通達」）、被処分者の訴訟が相次いだ。

## 9、2010年代―「教育再生」の

### 実行と反対運動

2011年3月11日、東日本大地震が発生し、教育復興を支援する運動が全国的に広がり、地元では「東日本大震災・原発事故被害の救援・復興をめざす福島県共同センター」などが結成された。

教育政策では、12年12月総選挙後の第2次安倍政権のもとで「教育再生」が実行の段階に入り、「教育再生実行会議」（13年1月26日、首相直属）を立ち上げ、「教育再生」を内閣「最大の課題」に据え、2年余の期間に1と7次提言を矢継ぎ早に発表し、それに沿って中教審等の答申・報告をスピード審議で急がせ、関係法案を強行採決している。その柱は以下の通りであり、「1947年教育基本法制」解体Ⅱ戦後教育総決算Ⅱ「2006年教育基本法制」の確立がめざされる。

①戦後教育改革の支柱である1947年教育基本法と一体の教育委員会制度の事実上の廃止（首長任命の教育長、その主宰する「総合教育会議」とそこでの教育の「大綱」で教育行政が行われ、教委の権限が弱体化）。

②民主的単線型学校体系（6・3・3・4制）の解体と差別的複線型学校体系への転換。

③侵略戦争正当化・歴史認識修正等をめざす教科書検定・採択強化。

④「愛国心」「日本人」育成のための道德教育の統制（教科化・検定教科書使用・評価）

⑤教員管理の徹底（「教員インターン制」「教員免許国家資格化」）。

⑥グローバル人材育成のための学力競争強化（小中学校学力テスト強化、高校学力テスト・大学入学テスト導入）。

⑦「大学改革」と大学自治の統制（教授会の形骸化、学長の地位・権限強化、国旗・国家の強要）。

⑧教育条件整備の後退（高校無償化の所得制限導入、35人学級見送り、教職員定数削減、学校統廃合推進）。

「教育再生」は、「憲法改正」と表裏の「戦後レジームからの脱却」「強い日本を取り戻す」戦略の柱である。

り、「愛国心」教育の徹底は、自衛隊増強・国防軍養成、海外派兵へ向けた戦争国家の土台となろう。「憲法改正」の国民投票権18歳以上（14年6月法定）は、16年7月の国政選挙権に広げられる公算が大きく（6党、公職選挙法改正案提出）、政府は選挙に関する副教材（歴史、時事問題）の作成に着手している。

「憲法改正」「教育再生」は、「日本会議」（国会議員289人、地方議員約1700人、目標3000人）、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」、「教育再生をすすめる全国連絡会」、「教育再生首長会議」、「日本教育再生機構」、「新しい歴史教科書をつくる会」など右翼勢力と緊密に連携し、計画的に推進している。その中心の日本会議は、「憲法改正3カ年計画」（14～16年）を掲げ、地方議会の改憲決議を積み上げ、16年の国会決議をゴールとしている。安倍政権と極右勢力との緊密な連携は、油断ならない事態である。

しかし、それらの勢力は全体として多数ではなく、2014年12月の総選挙では、自民党が議席を293から290に維持し、議席占有率61・1%を占め、他党も含む議員の改憲賛成は84%（朝日新聞）と推計されるが、自民党の得票数は比例区・有権者比率16・9

%で、国民の8割以上が自民党を積極的に支持せず、実体は「砂上の楼閣」政権である。極右とされる「次世代の党」が19人から2人に激減し、民主党が62から73議席に1・2倍、日本共産党が8から21議席に2・6倍増となるなど、右翼勢力は大打撃を受けている。統一地方選挙（4月12日、26日）でも共産党の躍進も注目されている。

「教育再生」に対抗する教育運動は、2000年代の教育基本法「改正」に対する運動実績も継承し、改憲、戦争立法反対などと一体的に全国各地で前進している。

## 10、総括―戦後教育政策の帰結

1955年の自民党結成以来、教育政策の基調は、「戦後教育体制」に対する執拗な挑戦、攻撃であり、それに抵抗し、擁護する教職員組合の弱体化、教育運動の切り崩しであった。その本質は、教育への権力的介入と教育条件整備の軽視であり、教育条理への挑戦であった。国連の競争主義教育の改善勧告、主要国最低の教育予算・高学費・公私格差などは国際比較からみた教育政策の破綻、失敗は証であろう。ユニセフの

「子どもの幸福度」調査（2007年）は、日本の子どもの幸福度の極端な低さに「衝撃を受けた」と報じている。

教育の現状は、社会的・政治的・経済的背景・原因によるとともに、政府・自民党の60年の教育政策の歴史的産物であり、「戦後教育体制」の満身創痍の姿である。

子どもの発達が根底から脅かされ、憲法理念である平和で民主的な社会の形成者の育成は困難を極める。子ども一人ひとりを人間として大切にする「個人の尊厳」は軽視され、「人格の完成」は歪められ、国家・国策に従属し支配され、経済競争の手段の「人材」に仕上げられる。道徳教育（規範教育）「愛国心教育」の強化、授業の詰め込み、習熟度・能力別学習、加熱する学力・進学競争、学習塾・予備校の繁盛、「受験エリート」の負う障害、教員の管理強化や多忙化・健康破壊などが助長され、子どもの学校や教師へのストレスや不満、荒れ、不登校、いじめ、体罰行使・容認、学習意欲の減退、退学などの異常、困難がますます増大している。

教育の困難が、子どもの苦悩を深め、子を産み育て

る若い世代の意欲を奪い、「世界一の少子化国」をもたらし、国の長期衰退の決定的要因となった。「教育再生」は、状況をさらに追いつめ、教育の真の再生ではなく、衰退を加速し、戦後教育のトドメとなる。

### おわりに―戦後教育運動の総力を結集して 教育共同戦線の構築を

戦後70年の今年は「教育再生元年」であり、安倍政権の「戦後教育の総決算」、公教育への総攻撃・政治災害に備え、「戦後教育」を守り発展させる臨戦態勢、広範な教育共同戦線の構築が切迫した課題となっている。憲法と「戦後教育体制」は文化として定着しており、そのもとで形成された幅広い市民・民主勢力が、それを可能にするであろう。「戦後教育体制」をめぐる激しい綱引きである。千葉県では、昨2014年11月、これに備え、「教科書と教育を考える千葉県民の会」（代表、三輪）が結成された。

ユネスコは、21世紀の教師の力量の核として、学校内外のチームワーク、教育関係者のコーディネート能力を重視しているが（1996年勧告）、教職員その組合の役割は教育共同のまとめ役としてますます重

要になる。

今、時代は、国家による教育の支配か、教育による国家の制御か、大きな岐路に立たされている。ほかの動物と違い、人間は「教育的動物」であり、教育によって能力を形成するように特異に進化した動物であり、教育に失敗すれば、種が滅亡する運命にある。21世紀は人類の生存を賭けた教育の在り方が問われる時代であり、日本からその未来を拓く教育運動の任務が期待されている。

（みわ さだのぶ・千葉大学名誉教授）

